

会員サイトの利用に関してよくありそうな質問と回答

兵庫県建築健康保険組合

問 ①	個人サイト及び企業サイトの本登録はいつから開始できるのか。
回 答	令和2年10月15日以降に登録が可能となります。

問 ②	本登録を行えば全ての機能が使えるようになるのか。
回 答	現在は利用いただける機能は限定的ですが、順次内容を充実させていく予定です。 操作方法はホームページに掲載しますのでご確認ください。

問 ③	仮パスワードのままでは使用することは出来ないのか。
回 答	仮パスワードは、発行日（令和2年10月15日）から6ヶ月間のみ有効ですので、必ず変更してご利用ください。

問 ④	本登録を行うと、完了の確認はできるのか又はメールが届くのか。
回 答	本登録が完了すると登録完了のページが表示されます。メールによる完了通知は行いませんが、毎月、中旬頃にお知らせメールを送信させていただきます。

問 ⑤	ID・パスワードのお知らせを紛失してしまったが、再発行は可能なのか。
回 答	当健康保険組合にメールでご連絡いただければ、再度お送りさせていただきます。 次のメールアドレスに保険証の記号、番号、氏名、（事業所の担当者様の場合は保険証の記号、事業所名）問合せ内容をメール本文に記載して送信してください。 メールアドレス： info@hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp

問 ⑥	登録したパスワードを忘れてしまったが、再発行はできるのか。また、再発行ができる場合ホームページ内でできるのか。
回 答	<p>失念された場合は、次のメールアドレスに保険証の記号、番号、氏名、（事業所の担当者様の場合は保険証の記号、事業所名）問合せ内容をメール本文に記載して送信してください。</p> <p>メールアドレス：info@hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp</p> <p>仮パスワードを発行いたしますので、再設定をお願いいたします。</p>

問 ⑦	登録したパスワードを変更したいができるのか。また、変更ができる場合ホームページ内でできるのか。
回 答	個人サイトおよび企業サイトの『登録情報の変更』⇒『パスワード変更』より変更ができます。

問 ⑧	登録したメールアドレスを変更したいができるのか。また、変更ができる場合ホームページ内でできるのか。
回 答	個人サイトおよび企業サイトの『登録情報の変更』⇒『メールアドレス登録・変更』より変更ができます。

問 ⑨	パスワードは覚えているが、ID を忘れてしまった場合再発行可能なのか。また、再発行可能であればホームページ内でできるのか。
回 答	<p>ログインID（アカウント名）は健康保険証の記号番号を組み合わせで設定してあります。</p> <p>記号の3桁と被保険者番号の先頭に0（ゼロ）を補って4桁にして組み合わせていますので、健康保険証をご覧くださいようお願いします。</p> <p>なお、事業所のログインIDは記号の3桁のみになります。</p>

問 ⑩	登録したメールアドレスにメールが届かないがどうなっているのか。
回 答	<p>メールが届かない原因は状況により異なります。</p> <p>i パソコンをご利用の場合 メールの自動振り分け設定で、普段使わないような受信フォルダにメールが自動振り分けで保存され、受信に気づかない場合があります。 また、何らかの要因で迷惑メールなどの受信ボックスに振り分けられてしまっている場合があります。 対応としては、受信メールの振り分け設定をご確認ください。</p> <p>ii スマホ、携帯電話などの携帯キャリアをご利用の場合 携帯キャリアによっては、初めから迷惑メール受信拒否設定がされている場合があります。 また、設定によってパソコンメールの受信を拒否する設定になっている場合があります。 対応としては、特定の送信元 (info@hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp) からのメールは受信する設定にさせていただくか、パソコンメールを受信拒否しないよう設定いただくなど、設定の変更をご検討ください。 なお、細かな設定方法については、各携帯キャリアの WEB ページを参照いただくか、携帯キャリアの窓口に直接お問い合わせください。</p>

問 ⑪	ホームページはガラケー（フューチャーフォン）でも閲覧できるのか。
回 答	申し訳ございませんが、スマートフォンでのご利用をおすすめします。

問 ⑫	新たに雇入れた従業員はどうすれば会員サイトを利用できるのか。また、退職した者はどうなるのか。
回 答	<p>毎月、月末で加入者データを更新し、新たに資格を取得された方に仮パスワードを付番してお知らせしますので、本登録してご利用ください。 また、退職された方は会員サイトが利用できないよう、こちらで ID の削除をおこないます。</p>

問 ⑬	届出サポート・保健事業申込では、何ができるのか
回 答	<p>企業サイトの届出サポートは、事業主様から提出いただく届書・請求書等について、ホームページ上で入力・作成いただくことができます。</p> <p>また、これまでどおり届書ダウンロードコーナーから、Excel・Word・PowerPoint形式の届書をダウンロードして、加工・入力していただくことができます。</p> <p>個人サイトの保健事業申込では、人間ドック、がん検診、インフルエンザ予防接種などの補助金請求書について、ホームページ上で入力・作成いただくことができます。</p> <p>入力した届出・請求書は印刷して押印のうえ郵送で提出してください。</p> <p>なお、個人番号は入力できませんので、個人番号が必要な場合は手書きで補正してください。</p>

問 ⑭	ダウンロードできる書式は、縮小や拡大などサイズ変更して印刷・使用しても有効なのか。
回 答	届書、申請書は A4 サイズで印刷し提出いただくようお願いします。

問 ⑮	問い合わせ先はどこになるのか。
回 答	<p>電話回線に限りがあり、混み合うことで至急の照会対応等に支障がでる場合がありますので、恐れ入りますが電話によるお問い合わせはご遠慮ください。</p> <p>会員サイトに関するお問い合わせは、次のメールアドレスに保険証の記号、番号、氏名、(事業所の担当者様の場合は保険証の記号、事業所名) 問合せ内容をメール本文に記載して送信してください。</p> <p>メールアドレス：info@hyogo-kenchiku-kenpo.or.jp</p>